和歌山県 改正NPO法に関する説明会

- 1 NPO法の改正概要~認証制度~
- 2 法改正による法人運営への影響と留意点
- 3 NPO法の改正概要~認定制度~

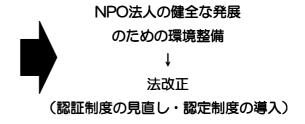
平成24年3月21日(水)/22日(木)

和歌山県環境生活部県民局 NPO・県民活動推進室

1 NPO法の改正概要 ~認証制度~

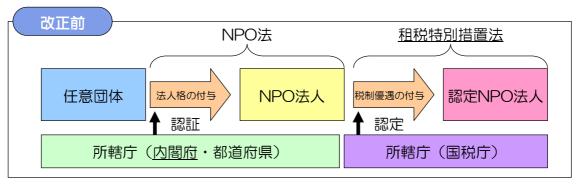
I NPO法の改正の背景

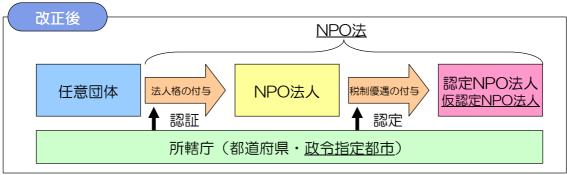
- NPO法人の認知度、存在意義の高まり
- NPO法人の活動基盤の脆弱性
- 認定NPO法人制度の未普及



II NPO法の改正の概要

- 認証制度の見直し
- 認定・仮認定制度の導入
- その他





Ⅲ 認証制度の改正

1 活動分野の追加

特定非営利活動の分野としてこれまで17分野がありましたが、新たに3分野が追加され、20分野になりました。(手引きP2参照)

【追加された活動分野】

- 4 観光の振興を図る活動
- 5 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- 20 前各号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動

2 所轄庁の変更

2以上の都道府県に事務所を設置するNPO法人については、これまで内閣府が所轄庁となっていましたが、主たる事務所の所在する都道府県に(一つの政令指定都市のみに所在するNPO法人については、当該政令指定都市に)移管されます。

改正前

	所轄庁
1 つの <u>都道府県</u> に 事務所を設置する場合	事務所の所在する <u>都道府県</u>
2つ以上の都道府県に 事務所を設置する場合	内閣府

改正後

	所轄庁
1 つの <u>政令指定都市</u> にのみ 事務所を設置する場合	事務所の所在する <u>政令指定都市</u>
上記以外の場合	主たる事務所の所在する 都道府県

3 認証手続の簡素化・柔軟化

① 申請書類の軽微な不備に係る補正

申請書の受理から1カ月間は、申請書類に軽微な不備があった場合、補正をすることが可能になります。(手引きP12・15・45参照)

② 社員総会のみなし決議の導入

社員総会の決議について、書面や電磁的記録による社員全員の同意の意思表示をもって社員総会の決議があったとみなすことが可能になります。

これによって、社員総会を実際に開催しなくても、議決事項について郵送や電子メール等で社員全員から同意を得られれば、総会開催と同じ効果が得られます。(手引きP55参照)

③ 理事の代表権の制限の登記が可能に

これまで理事の代表権に加えた制限は、善意の第三者に対抗できませんでした。法 改正によるこの規定の削除により、定款により理事の代表権を制限した場合は、その 旨を登記し、善意の第三者に対抗することができるようになります。

④ 定款変更時の届出事項の拡大

定款変更時に、所轄庁へ届出のみで足りる(定款変更認証を要さない)事項が拡大されました。(手引きP55・58参照)

認証が必要な定款変更事項	届出のみでよい定款変更事項
●目的	
●名称	左記以外の事項
●その行う特定非営利活動の種類及び当該特定	
非営利活動に係る事業の種類	○主たる事務所及びその他の事務所の所在地
●社員の資格の得喪に関する事項	(所轄庁の変更を伴わないものに限る。)
役員に関する事項(役員の定数に係るものを除	〇役員に関する事項(役員の定数に係るものに
<.)_	<u>限る。)</u>
●会議に関する事項	○資産に関する事項
● その他の事業を行う場合にあっては、その種類	○会計に関する事項
その他当該その他の事業に関する事項	<u>○事業年度</u>
●解散に関する事項(残余財産の帰属すべき者に	〇解散に関する事項(残余財産の帰属すべき者
係るものに限る。)	<u>に係るものを除く。)</u>
●定款の変更に関する事項	〇公告の方法 等

⑤ 定款変更時の報告手続きの変更

定款変更時の変更後の定款や登記事項証明書の提出手続に変更があります。現行では、事業報告書等の提出時に届け出ることとされていますが、法改正後は、定款変更届出時に変更後の定款と当該定款の変更に係る社員総会の議事録の謄本を提出し、又、定款変更登記時に登記事項証明書を提出することとなります。(手引きP56・58参照)

⑥ 解散時における解散公告の簡素化

解散時における解散公告について、「清算人の就任後2カ月以内に、少なくとも3回」から、「解散後、遅滞なく、少なくとも1回」に簡素化されます。(手引きP102・103参照)

4 NPO法人の信頼性の向上

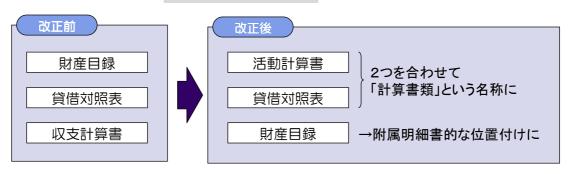
① 未登記法人の認証取消

設立の認証を受けた者が、設立の認証があった日から6カ月を経過しても設立を登記しないときは、認証取消しの対象となります。合併の場合も同様です。(手引きP12・13参照)

② 会計の明確化

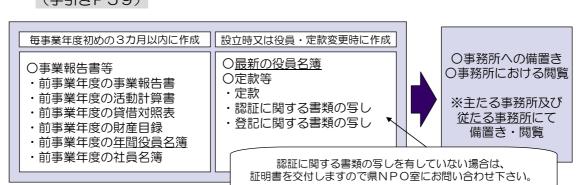
NPO法人が作成すべき会計書類のうち、「収支計算書」が「活動計算書」(活動に係る事業の実績を表示するもの)に変更され、あわせて、設立時に作成する「収支予算書」が「活動計算書」に改められます(当分の間は経過措置として収支計算書若しくは収支予算書で提出可能)。

また、活動計算書及び貸借対照表を「計算書類」とし、財産目録は附属明細書的な位置付けになります。(手引きP78~84)



③ 情報開示の充実

事業報告書等(事業報告書、活動計算書、貸借対照表、財産目録、年間役員名簿、 社員名簿)、最新の役員名簿及び定款等(定款、認証及び登記に関する書類の写し)を、 主たる事務所だけでなく、従たる事務所においても原則閲覧させることとなります。 (手引きP59)



Ⅳ その他

1 情報の提供

内閣府及び所轄庁は、事業報告書などNPO法人の活動状況に関するデータベースの整備を図り、国民がインターネット等を通じて情報を入手できるよう情報提供に取り組むこととされました。

- →全国のNPO法人の情報が入手できるポータルサイトの構築を検討中。 (ポータルサイトにて事業報告書等のデータが閲覧可能になるため、
 - インターネットでの公開を前提とした事業報告書等の作成をお願いします。)
- →NPO法人自身がポータルサイト上で自らの情報発信をできる仕組みも検討中。

2 施行期日

この改正は、平成24年4月1日から施行されます。

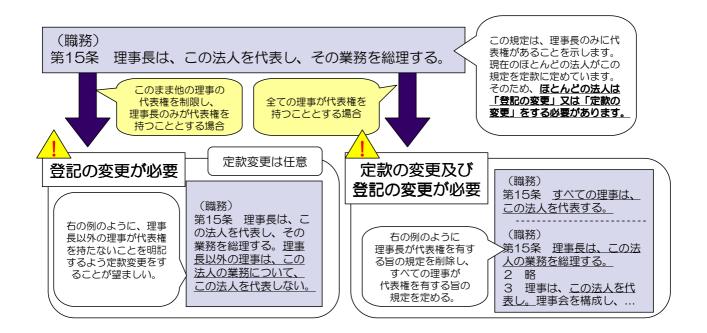
2 法改正による法人運営への影響と留意点

I 法改正に伴う制度改正に対応するため、検討・対応いただきたい事項

1 定款の変更

① 理事の代表権の制限

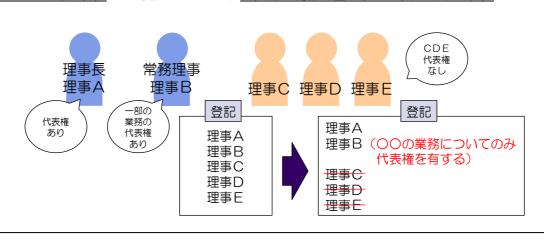
理事の代表権の範囲又は制限に関する定めが登記事項となったため、定款においてこれらの定めがある場合は、その定めを登記しなければならないこととなりました。また、特定の理事(理事長)のみが法人を代表する旨の定款の定めがある場合には、その理事以外の理事を登記する必要がなくなりました。これに伴い、定款に代表権の範囲又は制限に関する定めがある法人については、法施行後6カ月以内に(ただし、他の登記をするときは当該他の登記と同時に)、理事の代表権の範囲又は制限に関する定めの登記、又は法人を代表する特定の理事(理事長等)以外の理事についての代表権喪失による変更の登記をしなければなりません。なお、これらの登記を怠った場合は、20万円以下の過料に処せられることがあります。また、理事の代表権を制限せず、すべての理事が代表権をもつこととしたい場合は、定款にその旨の定めをおく必要があります。(手引きP21参照/関連P117・118)



● 理事の代表権の制限に係る登記について

現在のNPO法人の登記には、理事全員が登記されていますが、法改正で代表権を有する理事のみを 登記することとなったため、代表権を持たない理事の代表権喪失の登記をする必要があります。

また、「理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。また、常務理事は、〇〇の業務についてのみ、この法人を代表する。」のように定款に規定することにより、<u>理事の代表権の範囲を規定する</u>ことも可能です。この場合においては、代表権の範囲を登記する必要があります。



② 活動分野の追加

法第2条別表への活動分野の追加により、これまでの活動分野の号数がずれること

改正NPO法に関する説明会資料 和歌山県NPO・県民活動推進室

になります。活動分野の号数のずれにより、法人の定款に記載される「特定非営利活動の種類」の規定の内容によっては、定款を変更する必要があります。(手引きP19参照)

ケース1:定款に号数を規定していない

(特定非営利活動の種類)

- 第4条 この法人は第3条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定 非営利活動を行う。
- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 子どもの健全育成を図る活動

法改正の影響はなく定款変更の必要なし。

ケース2:号数とともに活動内容を具体的に規定

(特定非営利活動の種類)

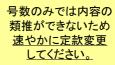
第4条 この法人は第3条の目的を達成するため、特定非営利活動促進法 第2条別表第1号(保健、医療又は福祉の増進を図る活動)及び第 11号(子どもの健全育成を図る活動)を行う。

号数に齟齬があるため、 定款変更が必要。 他の定款変更時に 併せて変更も可能。

ケース3:号数のみを規定

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は第3条の目的を達成するため、特定非営利活動促進法 第2条別表第1号及び第11号の活動を行う。



③ 定款変更届出事項の拡大

法改正により、定款変更時の届出事項が拡大されたことに伴い、これまで使われてきた「軽微な事項」という文言がなくなりました。これにより、<u>定款の規定の文言修正を行う必要があります。</u>(手引きP27参照)

(定款の変更)

- 第51条 この法人が定款の変更をしようとするときは、総会に出席した正会員の〇分の〇以上の多数による議決を経、かつ、<u>軽微な事項として</u>法第25条第3項に規定する<u>以下の</u>事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。
 - (1) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地(所轄庁の変更を伴わないもの)
 - (2) 資産に関する事項
 - (3) 公告の方法



→ <u>法改正に伴い、表現の修正が必要。</u> 内容の類推が可能なため、このためだけに 即座に変更する必要はありませんが、 他の定款変更時等に併せて変更してください。

定款変更例

(定款の変更)

第51条 この法人が定款の変更をしようとするときは、総会に出席した正会員の〇分の〇以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項について所轄庁の認証を得なければならない。

④ その他の事業

改正NPO法に関する説明会資料 和歌山県NPO・県民活動推進室

NPO法第5条において『その他の事業を行う場合において、「収益」を生じたときは、 特定非営利活動に係る事業のために使用しなければならない』という規定がありましたが、 「収益」という文言が「利益」という文言に変更されました。(手引きP2O参照)

(事業)

第5条 略

2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、 収益を生じた場合は、同項1号に掲げる事業に充てるものとする。



定款変更例

法改正に伴い、表現の修正が必要。 このためだけに即座に変更する必要はありませんが、 他の定款変更時等に併せて変更してください。

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

・・・・「収益事業」

「収益事業」から変更していない 場合は、これも変更してください。

(2) その他の事業

2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、 <u>利益</u>を生じた場合は、同項1号に掲げる事業に充てるものとする。

⑤ 「活動計算書」

「収支計算書」が「活動計算書」に、「収支予算書」が「活動予算書」に変更された ことに伴い、定款中に「収支計算書」等の名称を使用している場合、「活動計算書」等 に変更する必要があります。(手引きP26参照)

ただし、この会計書類の名称変更については、経過措置として、当分の間は、収支計算書等のままでも認められます。会計書類を活動計算書に変更するまでは、この定款の変更は不要ですが、改正の趣旨を踏まえ活動計算書の導入を検討ください。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。



法改正に伴い、表現の修正が必要。 活動計算書の導入に併せて定款変更してください。

定款変更例

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

2 法人事務所での情報開示書類及び場所の追加

NPO法人は、その活動が県民に広く開かれていることが必要であるため、法人に書

改正NPO法に関する説明会資料 和歌山県NPO・県民活動推進室

類の作成・備置きの義務を課すとともに、法人自らが行う情報公開として、社員その他 の利害関係人からの請求に対し、法人事務所において書類の閲覧をさせる義務がありま す。今回の法改正により、閲覧の対象書類と場所が拡大されることになります。(手引き P59参照)

備え置く書類(改正前)

- ①事業報告書
- ②財産目録
- ③貸借対照表
- 4 収支計算
- ⑤前事業年度の役員名簿
- ⑥前事業年度の社員のうち10人以上の者の名簿
- ⑦最新の定款
- ⑧認証に関する書類の写し (直近の定款変更時のもの)
- ⑨登記に関する書類の写し (直近の定款変更時のもの)

→主たる事務所での備え置き、閲覧

備え置く書類(改正後)

①事業報告書 2)活動計算書

平成24年4月1日以降に開 始する事業年度に係る事業 報告書等から対象 ③貸借対照表

4)財産目録

- ⑤前事業年度の年間役員名簿
- ⑥前事業年度の社員のうち10人以上の者の名簿
- ⑦最新の役員名簿
- ⑧最新の定款
- ⑨認証に関する書類の写し
- (設立時及び直近の定款変更時のもの)
- ⑩登記に関する書類の写し
- (設立時及び直近の定款変更時のもの)

→主たる事務所及び

<u>従たる事務所</u>での備え置き、閲覧

設立時の認証書を有していない場合は、県が発行する認証証明書を 法人の事務所に備え置くこととします。 認証証明書の発行に係る申請方法等詳細については 県NPO・県民活動推進室までお問い合わせください。

Ⅱ 提出書類の変更等

1 各種届出時の提出書類の変更

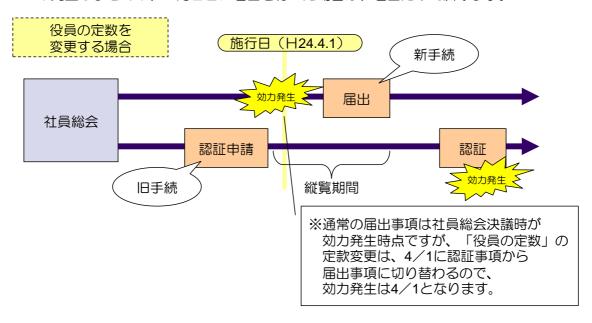
① 「役員変更届」の添付書類の追加

役員変更等の届出時に添付する書類として、新たに「変更後の役員名簿」が追加さ れました。この提出された役員名簿は、「最新の役員名簿」として、所轄庁(和歌山県) における閲覧の対象書類となります。(手引きP54参照)この改正は、改正法の施行 日以後に届出をする場合に適用されることになります(届出日が基準)。

② 「定款変更届」の添付書類の追加

定款変更の届出時に添付する書類として、新たに「定款の変更を議決した社員総会 の議事録の写し」及び「変更後の定款」が追加されました。提出された変更後の定款 は、「最新の定款」として所轄庁(和歌山県)における閲覧の対象書類となります(手 引きP58参照)。この改正は、改正法の施行日以後に届出をする場合に適用されるこ とになります(申請日・届出日が基準)。

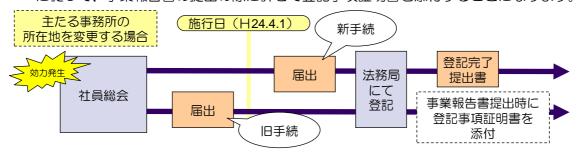
例えば「役員の定数」のみを変更する場合、平成 24 年 3 月 30 日に申請を行った場合は認証が必要ですので、2カ月の縦覧期間と所轄庁の認証を経なければ、変更の効力が発生しませんが、4 月2日に届出を行った場合は、届出だけで済みます。



③ 「定款変更登記完了提出書」の新設

定款の変更内容が登記事項である場合、変更内容の登記完了後に、定款変更登記完了届という手続が新設されました。提出された登記事項証明書は、「登記に関する書類の写し」として、所轄庁(和歌山県)における閲覧の対象書類となります (手引きP57・58参照)。この届出を行う場合については、改正法の施行日以後に認証の申請又は届出をした場合から適用されることになります(登記の基となる定款変更の申請日・届出日が基準)。

例えば「主たる事務所の所在地」を変更した場合、登記を4月7日に行ったとして も、定款変更の届出日が3月30日であれば登記完了提出書は不要、4月2日であれ ば必要となります。ただし、登記完了提出書が不要となる場合は、改正前のNPO法 に従って、事業報告書の提出の際に併せて登記事項証明書を添付することになります。



2 事業報告書等提出書の添付書類

① 「事業報告書等提出書」の添付書類の一部変更

事業報告書等の提出時の添付書類として、定款変更に係る書類が削除されました。 また、会計書類の名称や位置づけの変更に伴う変更もなされています。

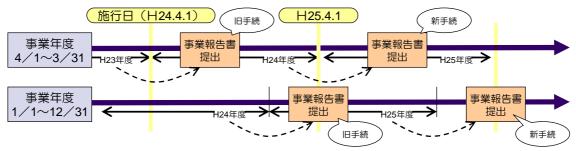
※「活動計算書」については、当分の間は「収支計算書」の提出も可能 (手引きP84参照)

さらに、これまで「役員名簿」という名称であったものが「年間役員名簿」という名称に変更されました。これは役員変更届の際に提出される「(最新の)役員名簿」との区別を図るためで、「これまでの役員名簿」=「年間役員名簿」となります。(手引きP53参照)

提出書類(改正前) 提出書類(改正後) ①事業報告書等提出書 ①事業報告書等提出書 ②事業報告書 ②事業報告書 3財産目録 5動計算 ④貸借対照表 ④貸借対照表 <u>⑤収支計算</u>書 ⑤財産目録 ⑥前事業年度の役員名簿 ⑥前事業年度の年間役員名簿 ⑦前事業年度の社員のうち10人以上の者の名簿 ⑦前事業年度の社員のうち10人以上の者の名簿 3 変更<u>後の定款</u> 該当がある ⑨定款変更に係る認証に関する書類の写し 場合のみ ⑩定款変更に係る登記に関する書類の写し

改正された事業報告書の提出は、施行日以後に開始する事業年度の事業報告書について適用し、施行日以前に開始した事業年度の事業報告書については、改正前の規定によります。

例えば事業年度が3月末で終了するNPO法人の場合、平成24年6月末までに所轄庁に提出する事業報告書は法施行日以前に開始した事業年度の事業報告書であるため、従来通りの添付書類での報告となります(定款変更に係る書類がある場合は要提出)。改正法による事業報告書の提出は、『平成25年3月末に終了し、平成25年6月末までに所轄庁に提出する書類』からとなります(定款変更に係る書類は提出不要)。

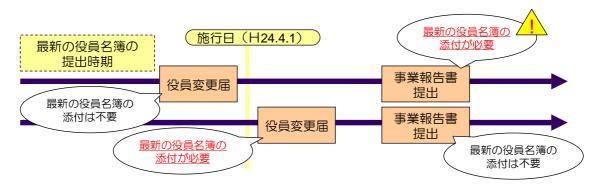


② 「最新の役員名簿」の提出

今回の改正で、NPO法人事務所・所轄庁における情報開示の対象書類として、「最新の役員名簿」が追加されました。

これに伴い、所轄庁が法の施行後速やかに「最新の役員名簿」を閲覧に供するため、

改正NPO法の施行日以後最初に事業報告書を提出するときに、この「最新の役員名簿」を併せて提出する必要があります。(以後は役員変更届出時に「最新の役員名簿」を提出するため、事業報告書等提出時に「最新の役員名簿」を添付する必要はありません。) ただし、改正NPO法の施行日以後最初に事業報告書を提出する前に、役員の変更の届出を行い最新の役員名簿を提出している場合には、事業報告書への添付は不要となります。



Ⅲ その他の改正のポイント

- 1 法改正によりできるようになったこと
 - 縦覧中の補正(手引きP12参照)
 - 社員総会のみなし決議(手引きP55参照)

2 会計の明確化

法改正により、法人の会計方針で定められた資金の範囲に含まれる部分の動きを表す収支計算書ではなく、法人の当期の正味財産の増減原因を示す活動計算書・活動予算書の作成が義務づけられました。

改正NPO法第 10 条第 1 項の規定(設立認証申請)は、施行日以後に認証の申請をする者の申請書類に添付すべき書類について適用され、施行日前の認証の申請については、改正前の規定が適用されるため、平成24年4月1日以降の申請には「活動予算書」を添付することとなります。ただし、4月以降に活動予算書を添付して申請する場合、それ以前に開催される設立総会において活動予算書について承認を得る必要があります。なお、この「活動予算書」については、当分の間は「収支予算書」に代えることが認められます。

3 NPO法の改正概要 ~認定制度~

I 認定制度・仮認定制度の導入

1 認定NPO法人制度とは

認定NPO法人制度とは、NPO法人への寄附を促すことにより、NPO法人の活動を支援するために税制上設けられた措置として、NPO法人のうちその運営組織及び事業活動が適正であって公益の増進に資するとして一定の要件を満たすものについて認定を行う制度です。(手引きP9参照)

① 税制上の優遇措置

認定 NPO 法人に係る税制上の優遇措置は以下の4つです。(手引きP9・10参照)

ア)認定又は仮認定NPO法人に個人が寄附をした場合の寄附金控除

〇所得税

所得控除 (寄附金額-2千円)を所得から控除

税額控除 (寄附金額-2千円)×40% を所得税から控除

〇個人住民税 (寄附金額-2千円)×10% を個人住民税から控除

※ 県(4%)と市町村(6%)双方で寄附金が指定されている場合

- イ)認定又は仮認定NPO法人に法人が寄附をした場合の損金算入限度枠の拡大
- ウ)認定NPO法人に相続人が寄附をした場合の相続税非課税
- エ) 認定NPO法人自身のみなし寄附金制度

認定NPO法人が収益事業に属する資産から収益事業以外の事業のために支出した金額をその収益事業に係る寄附金とみなして、一定の金額まで損金算入することが可能。

② 認定の基準及び欠格事由

認定NPO法人になるためには、次の基準を満たす必要があります。(手引きP1

- 〇・事前チェックシート参照)
- (A) 広く市民からの支持を受けているかどうかを判断する基準 (PST (パブリックサポー トテスト) 基準) を満たしていること
- (B) 活動の対象や便益の及ぶ者が会員等に限られるなどの共益的な活動が50%未満であること
- (C) 運営組織及び経理が適正であること
- (D) 事業活動の内容が適正であること
- (E) 情報公開を適正に行っていること
- (F) 所轄庁へ事業報告書等が提出されていること
- (G) 法令違反、不正の行為、法令に反する事実等がないこと
- (H) 設立後1年を超える期間を経過し、少なくとも2事業年度を終えていること

実績判定期間は 初回認定、仮認定の場合 2事業年度

2 所轄庁が行う新たな認定制度

認定NPO法人制度は、これまで国税庁が認定を行っていましたが、法改正により所轄庁(都道府県又は政令指定都市)が認定を行うことになります。(手引きP9参照)

和歌山県では、認定NPO法人化を具体的に検討されている法人に向けて、申請書類等を解説した手引きを作成しています。希望団体に各1部配布いたしますので、ご希望される場合は県NPO室までご連絡ください。

また、認定申請にあたって県NPO・県民活動推進室では、認定手続が円滑に進められるよう、申請に関する事前相談等を行います。これは認定を受けようとする申請者と所轄庁の双方が、認定要件等への理解を共有するためのものであり、この事前相談を行うことにより、認定を受けようとする申請者にとっては申請時に必要な資料作成事務を効率的に行うことができ、また、所轄庁における申請後の審査の円滑化・迅速化の効果が期待できるため、積極的にご活用いただくことをおすすめします。認定NPO法人化を検討されている法人は、まず一度県NPO・県民活動推進室までお問い合わせいただけますようお願いします。

3 仮認定制度の創設

① 概要

設立初期のNPO法人、特に設立後5年未満の法人については、財政基盤が脆弱な法人が多いという事実を鑑み、法人のスタートアップ支援として、1回に限り、PST要件を免除した仮認定(有効期間は3年)により税制優遇を受けられる制度が導入されました。経過措置として、改正NPO法施行後3年間は、設立後5年以上の法人も仮認定の対象になります。(手引きP9参照)

② 認定と仮認定の違い

	認定	仮認定
認定(仮認定)	8つの要件をすべて満たすこと	PST 要件以外の7つの要件を満たすこ
基準	が必要	とが必要
有効期間及び	認定の日から <u>5年間</u>	仮認定の日から <u>3年間</u>
更新	有効期間の更新あり	有効期間の更新なし
		設立後5年以内の NPO 法人
申請可能な法人	すべての NPO 法人	(経過措置として、法施行後3年間は設
		立後5年を経過した法人も申請可能)
	ア)個人が寄附をした場合の	
	寄附金控除	
	イ)法人が寄附をした場合の	ア)、イ)は認定と同様の措置有り
税制優遇措置	損金算入限度枠の拡大	
	ウ)相続人が寄附をした場合の非課税	<u>ウ)、エ)は仮認定には適用されない</u>
	工)認定 NPO 法人自身の	
	みなし寄附金制度	